

# オンライン資格確認の次は電子処方箋！

～いま、進めよう～

## 薬局向け説明会

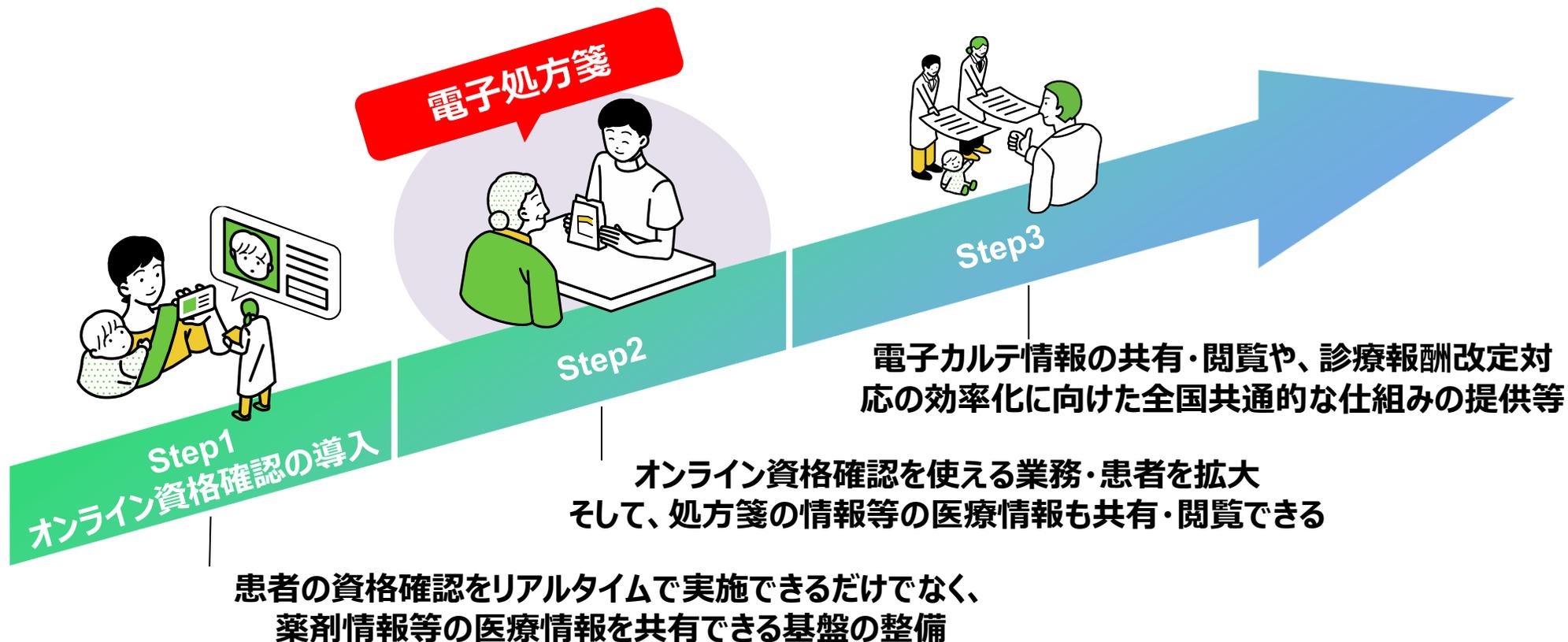
【薬局の皆さまへ】

令和6年3月15日

厚生労働省 医薬局

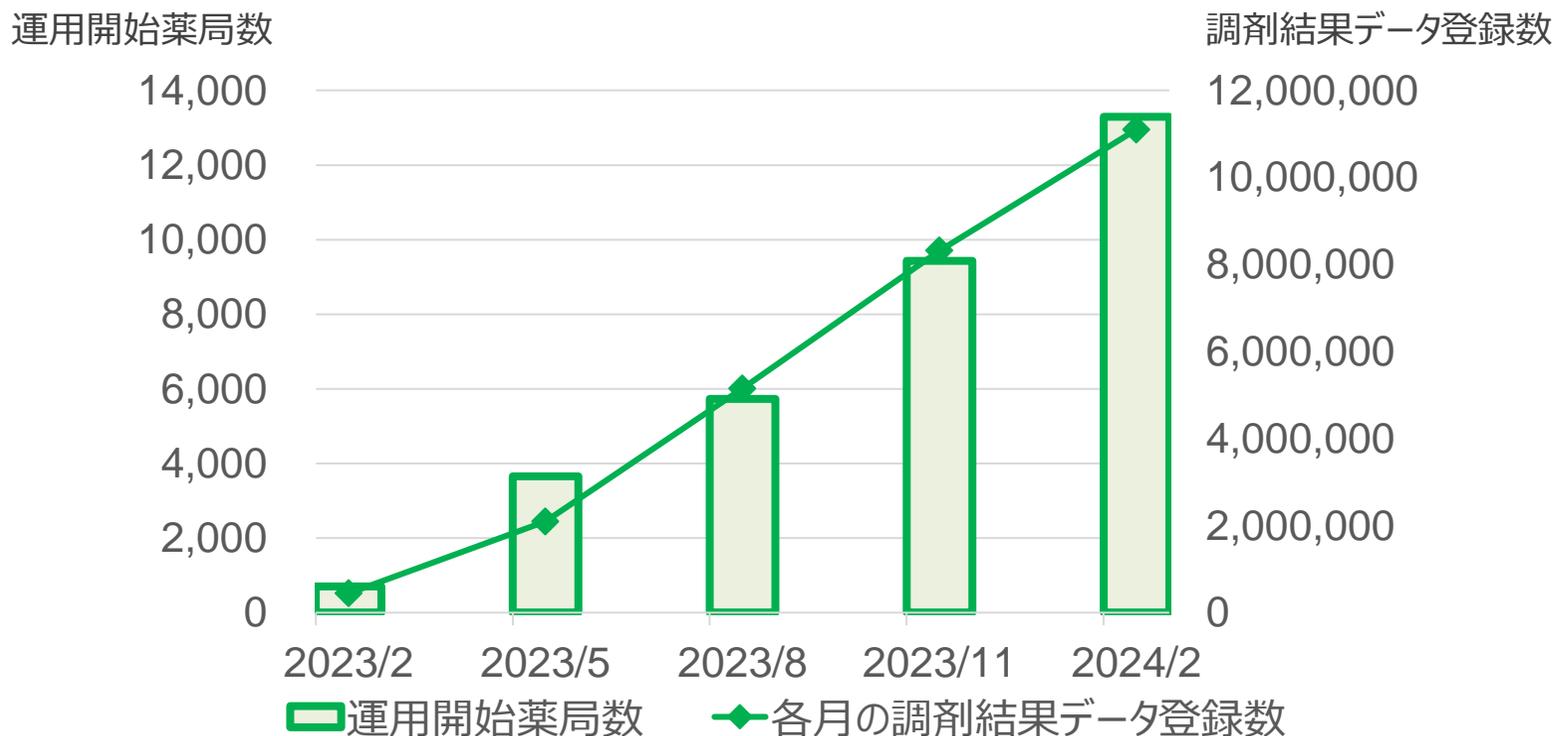
## 皆さまに導入いただいたオンライン資格確認の仕組みを活用し、医療DXが進んでいきます

- オンライン資格確認の導入にご協力いただき、ありがとうございました。
- オンライン資格確認の導入は医療DXの第一歩であり、今後、対象患者・医療業態の拡大や、処方箋等の医療情報の共有などに活用されていきます。



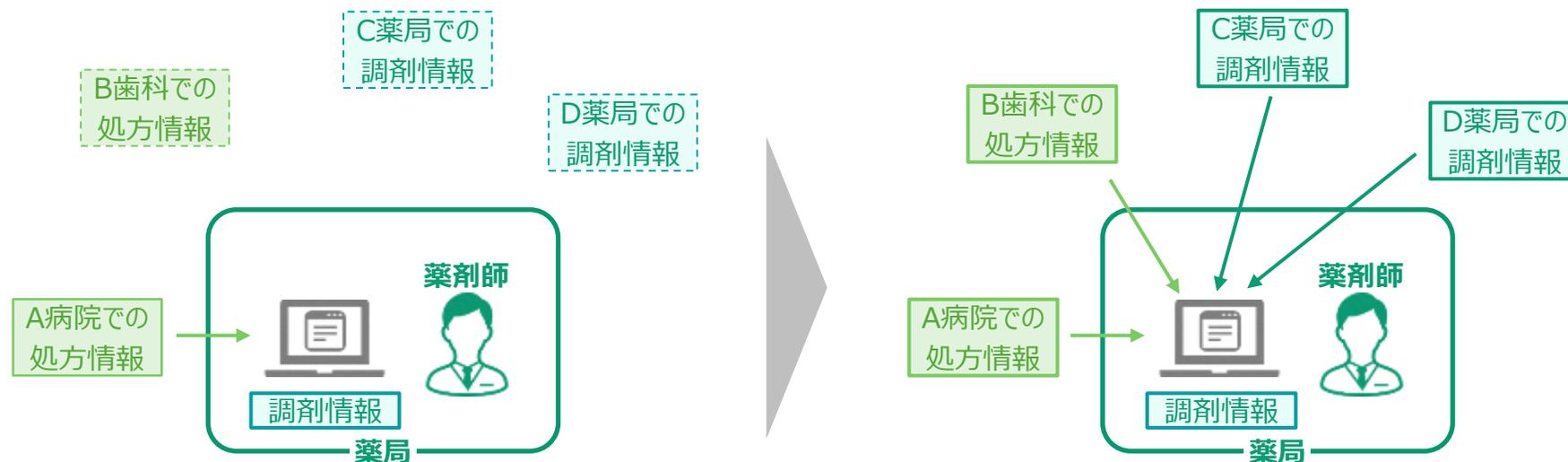
## 全薬局の約2割が電子処方箋を導入しています！

- 令和5年1月の電子処方箋の運用開始以降、多くの薬局の皆さまに電子処方箋を導入いただき、3月10日現在14,812施設（全体の約2割）の薬局が導入済みです。これまでに薬局において登録されてきた調剤結果データは、紙処方箋のものを含めて7,000万件に達し、電子処方箋の重複投薬等チェック機能等において活用されています。
- 公的病院を含む医療機関からは、「導入しても周りの薬局が対応してくれるか不安」という声があります。ぜひ、薬局の皆様には先駆けて導入していただきたいと考えています。



## 様々な施設が電子処方箋に対応することにより情報共有が進みます

- 様々な施設が電子処方箋に対応することにより、処方・調剤情報を電子処方箋管理サービスで一元的に管理することになり、薬局ではその情報を簡単に把握し、活用できるようになります。
- これまで患者の薬剤情報の網羅的な把握に費やしていた多大な労力を、患者への丁寧な服薬指導や、かかりつけ医との連携、高度薬学管理等に充てることで、よりよい医療の提供に貢献できます。



電子処方箋の活用によりリアルタイムの処方・調剤情報をデータで確認し、薬物治療の総合調整が可能となります

## 本日は、電子処方箋をいま始めるべき理由や導入するためのポイント等についてご説明します

- 電子処方箋は、令和6年度にかけて公的病院でも導入が本格化し、拡大していく予定です。
- また、皆さまの導入を支援させていただくため、導入費用についての補助を拡充するだけでなく、令和6年度診療報酬改定において、電子処方箋を発行・調剤できる体制を有している施設への加算も新設されました。
- 本日は電子処方箋導入後の薬局の業務内容や、薬局の皆さまからよくいただくご質問等を中心にご説明します。

令和6年度にかけて  
公的病院等の導入が本格的に開始

電子処方箋の  
導入費用についての補助を拡充

令和6年度は  
電子処方箋が  
進みます！※

国民向け周知を実施、  
国民の電子処方箋の認知度が向上

診療報酬改定において電子処方箋  
導入施設を評価する加算が新設予定

※詳細については令和6年3月5日の医療機関・薬局向け説明会の動画・資料もご覧ください。

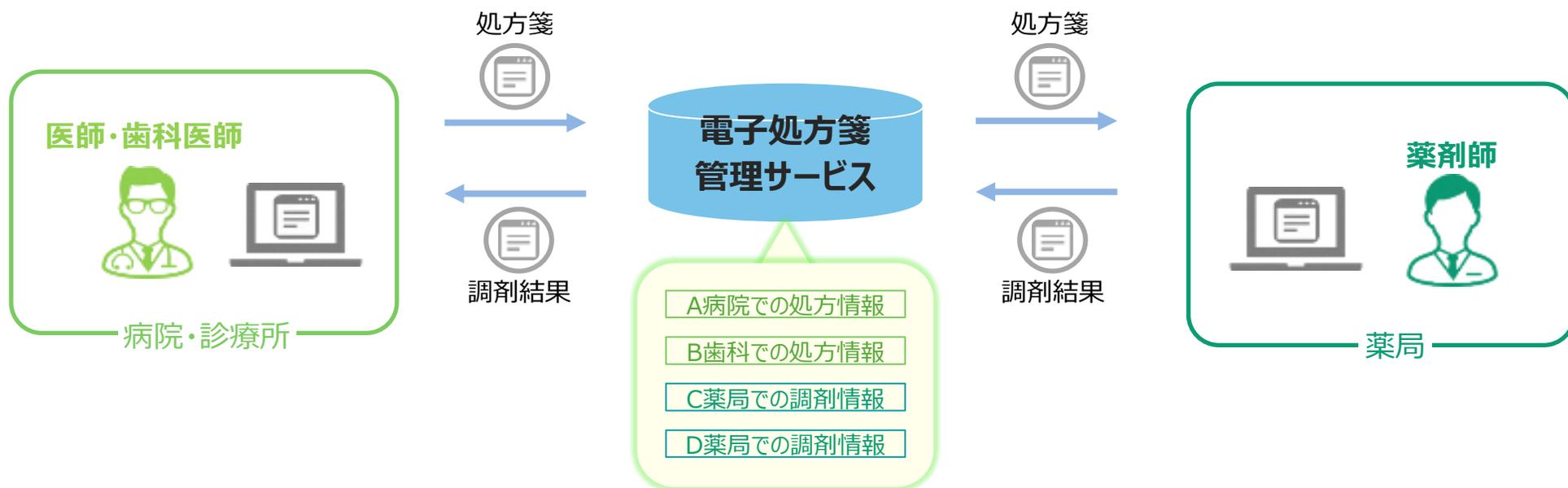
# 01

**薬局にとってのメリットとは？**

**実際の導入事例も併せてご説明します**

## 電子処方箋とは、「電子処方箋管理サービス」を通して処方箋をやり取りする仕組みです

- 電子処方箋とは、オンライン資格確認の仕組みを基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。
- なお、電子処方箋管理サービスに登録される処方箋の情報は、リアルタイムで他の医療機関・薬局が閲覧でき、また、重複投薬や併用禁忌がないかのチェックなどに活用されます。



## 紙の処方箋の場合でも、処方箋の情報が電子処方箋管理サービスに登録されます

- 患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかに関わらず、重複投薬や併用禁忌を確認できると共に、処方内容や調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録できます。

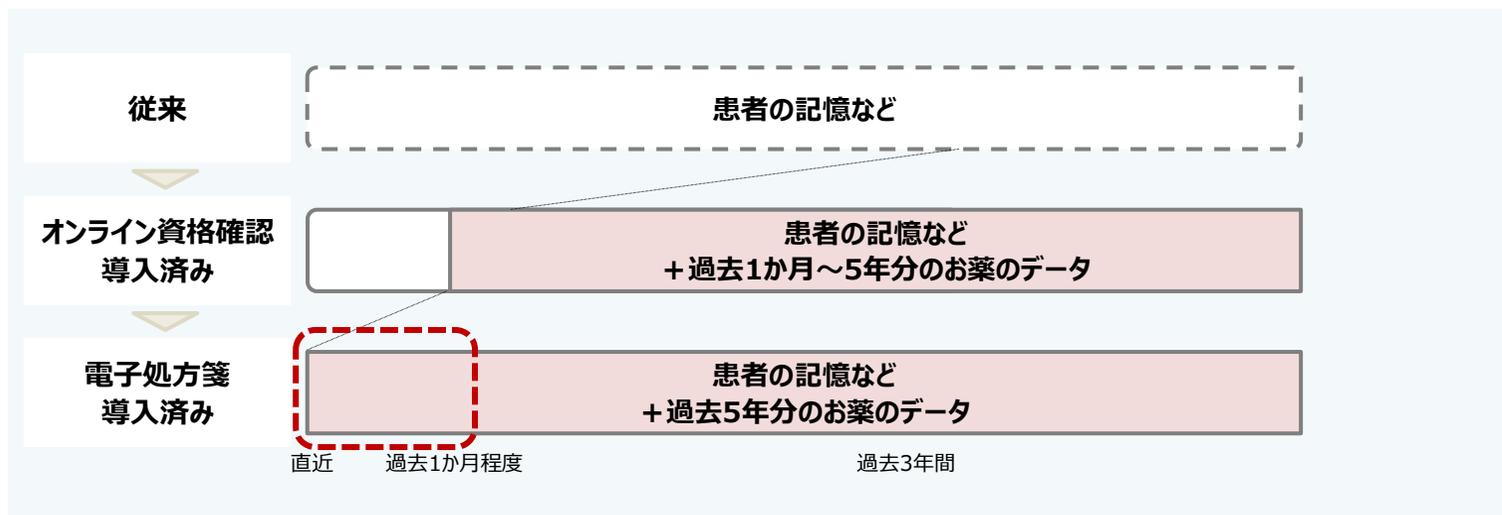
### POINT

- 1 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、処方内容や調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。**
- 2 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、患者の過去の薬剤情報を確認できます。また、それら薬剤情報との重複投薬・併用禁忌を検知できます。**
- 3 処方箋発行元の医療機関が電子処方箋非対応でも、電子処方箋対応の薬局が調剤結果を登録すると、過去の薬剤情報として他の医療機関・薬局が活用できます。**

## 質問 オンライン資格確認を導入した際も過去の薬剤情報を閲覧できていましたが、電子処方箋を導入することで何が変わるのでしょうか？

- オンライン資格確認に対応し、患者が過去の薬剤情報の提供に同意すれば、レセプト由来の約1か月前から5年前の薬剤情報が閲覧できます。
- レセプトコンピュータ等を電子処方箋に対応させることで、電子処方箋管理サービスに登録された紙処方箋のものも含む直近の処方情報・調剤情報が記載されたデータも取得、閲覧できるようになります。
- 直近の処方情報・調剤情報をデータで確認した上で、薬物治療の総合調整ができるようになっていきます。

参照できるお薬の対象期間が拡大されます！



凡例



お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報



電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

## 避難先の医療機関・薬局で患者の薬剤情報等を活用を活用できます 1/2

- 災害救助法対象地域に対しオンライン資格確認の災害対策モードが開放された場合、対象地域のオンライン資格確認に対応した医療機関・薬局では、患者の住所や氏名で保険資格の確認ができるほか、患者の同意があればレセプト由来の過去情報等の閲覧ができるようになります。
- また、利用するシステムが電子処方箋に対応しているか否かにかかわらず、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報の閲覧が可能となります。

### POINT: 避難先の施設でオンライン資格確認等システムに蓄積された薬剤情報等を活用！

令和6年能登半島地震において、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を利用して、薬剤情報等が災害医療に活用されました。

石川県の医療機関・薬局の方々より情報提供いただきました

#### 活用事例

- ・ 患者が普段通っていない避難先近くの医療機関で、薬剤情報等を確認して診療。
- ・ 患者が普段通っている薬局が営業不可能な状態になったため、営業可能な薬局で薬剤情報等を確認して調剤・服薬指導。
- ・ 避難所の医師が処方し、薬局で調剤の流れの中で薬剤情報等を確認。医療従事者間で連携し、適切な治療法を検討。



## 避難先の医療機関・薬局で患者の薬剤情報等を活用を活用できます 2 / 2

### 現場からの声



薬剤師 小林 星太さん

- 患者さんは薬剤の現物は持っていないもお薬手帳や薬剤情報提供書を持っていないことが多く、持参した薬剤以外にも使用している薬剤があるかもしれません。その際、抜け漏れがないか確認できるのは有用です。
- 例えば、抗生剤等を使用している場合、当該薬剤をいつから使用しているかを確認でき、継続可否の判断に役立っています。
- 被保険者番号等が確認できるのも有用です。



薬剤師

- 営業可能な薬局1件に業務が集中して大変ですが、患者さんの薬剤情報を効率的に収集できて大変有用です。患者への聞き取りのみしか手段がなければ業務が追いつきません。
- 普段、当薬局を利用していない患者さんについても、正確な薬剤情報を入手できました。
- レセプト情報のみの場合は、直近の情報を患者に確認したり、手持ちの薬剤も確認しながら慎重に対応しました。
- 災害の状況にもよりますが、医療機関・薬局のどちらも避難してきた患者を普段診ていないため、できるだけ医療機関・薬局双方で薬剤情報を閲覧し、ダブルチェックすることが大事だと感じます。



患者

- 眼薬を能登の自宅に置いてきてしまいました。くすりの名前までわからなかったのですが、薬剤師さんが調べてくれて眼薬を再開できました。
- 吸入薬を使用していて何というくすりだったか忘れてしまいましたが、同じくすりを再開できて安心しました。

**災害発生時にも、オンライン資格確認等システムの薬剤情報等が活用されています。**

**電子処方箋の活用が広がれば直近の薬剤情報が更に充実します。**

## メリット①

### 他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬の情報を薬局システム等で活用できます

- 電子処方箋管理サービス側で過去の処方・調剤情報を活用できた事例が続々報告されています。
- 患者の過去の処方・調剤情報の閲覧によって既往歴を推察し、患者からの聞き取りも相まって、病態を考慮しながら適切な服薬指導等ができた等の事例もあります。

#### 直近の処方・調剤情報を閲覧できます！

- 緑内障患者に禁忌である、不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）を処方しようとしたが、患者に緑内障の治療薬（ラタノプロスト、リパスジル塩酸塩）の処方歴があることが判明。
- 向精神薬等の初回用量に上限がある薬について、他医療機関での処方量を確認できた。
- お薬手帳や患者とのコミュニケーションでは確認できなかった薬や、お薬手帳を忘れた患者の薬についても確認できた。等

#### 過去の処方・調剤情報を対象に 重複投薬・併用禁忌をチェックできます！

- 新規患者が「併用薬はない」と言っていたところ、重複投薬等チェックに引っかかり、不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）の服用を検知できた。
- 高脂血症治療薬（ロスバスタチンカルシウム）を処方しようとしたが、併用禁忌チェックにかかり、併用禁忌薬の免疫抑制剤（シクロスポリン）が処方されており、他薬に変更することで併用禁忌を回避することができた。
- 慢性疼痛の治療目的でトラマドール塩酸塩を処方しようとしたところ、重複投薬等チェックから併用禁忌のパーキンソン病治療薬セレギリン塩酸塩が処方されていることが判明。等

## メリット②

### 処方箋の形式不備の削減や、薬局との情報共有による疑義照会の効率的な運用に繋がります

- 医師が処方箋の備考欄に処方意図等のコメントをつける機能があります。既に導入している施設では、増減量や併用薬の状況を記載するなど、薬局の薬剤師との情報共有の手段として活用しています。
- また、電子処方箋導入後は、医療機関が処方箋を発行する際に電子処方箋管理サービス側で処方箋の形式不備をチェックし、不備が無い状態で処方箋を登録いただけます。
- 上記のとおり、形式的な不備に基づく疑義照会の削減や、薬剤師が医師の処方意図や重複投薬・併用禁忌の確認状況を把握できることで疑義照会の効率的な運用に繋がります。

#### 処方箋の形式に関するチェック項目

- 必須項目に入力漏れがないか
- 記載が必要ない項目にデータが入力されていないか
- データが指定された形式で入力されているか
- 処方箋の発行形態が選択されているか

#### 医師のコメントが有効に活用された例

- 過去の薬との重複（タムスロシン塩酸塩）を検知したが、処方医の処方意図を確認できたため、改めて問い合わせることなく、調剤・服薬指導を行えた。
- 経口ステロイド薬（ベタメタゾン、プレドニゾン）がそれぞれ別の医療機関から処方されていたことを薬局で検知できたが、処方医が併用確認済みであることがわかり、これを踏まえた調剤・服薬指導を実施することができた。

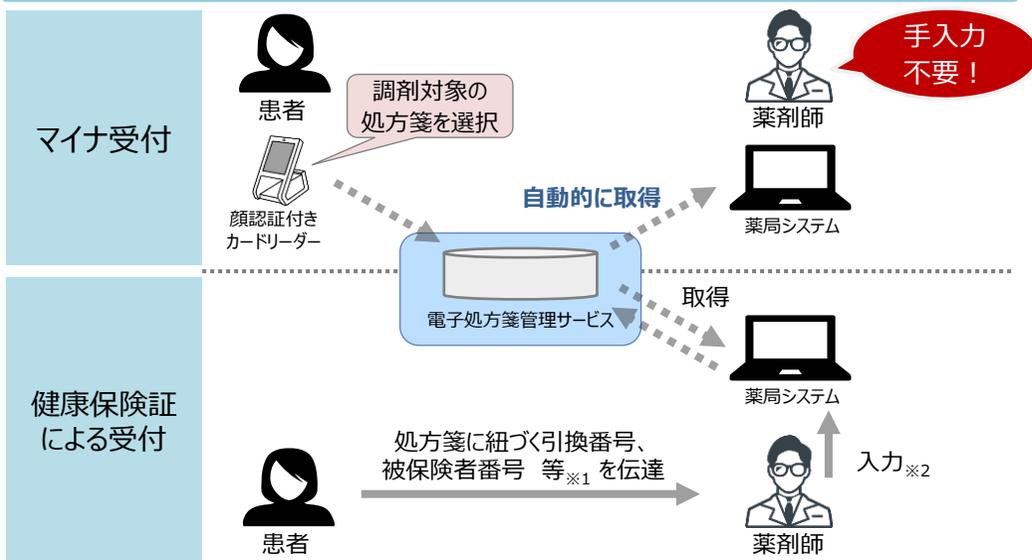
形式的な不備に基づく疑義照会の削減や疑義照会の効率的な運用へ

### メリット③

## 処方内容をシステムに入力する作業が簡単になります！

- 従来は、例えばQRコードの読取ができない処方箋などについては、薬剤師または事務員が処方内容をシステムに手入力するケースがありましたが、電子処方箋管理サービスから電子処方箋のデータを取得し、取り込むことができるため、入力作業の負荷が低減されます。
- マイナ受付の場合、患者が顔認証付きカードリーダーで調剤を希望する電子処方箋を選択すると、自動的に電子処方箋データを取得できます。健康保険証による受付の場合は、薬剤師等が電子処方箋の引換番号と被保険者番号等を入力するか、QRコードを読み取ることでデータを取得できます。  
※引換番号付き紙処方箋の場合も、引換番号等により処方情報データの取得・取込ができます。

#### 電子処方箋導入後の薬局における電子処方箋の受付方法



#### 紙処方箋含め処方情報のデータを取り込めることで入力作業が効率化したという声が寄せられています！

- 新患で処方薬が多い場合でも、電子処方箋等のデータを取得・取込することで薬剤名等の入力が不要になり、時間削減に繋がった。
- これまで生じていた規格や用法等の入力間違いが削減できた。
- FAX等による事前送信の場合も、電子処方箋は原本のデータを取得できるのですぐに調剤に進めるうえ、システムから閲覧することで、文字が不鮮明なことによる医療機関への問い合わせを削減できた。

※1 健康保険証による受付の場合、処方内容（控え）に記載されている引換番号や被保険者番号等を薬局に伝達する必要があります。

※2 処方内容（控え）に記載のQRコードを読み取ることで、引換番号や被保険者番号等を取得（入力）することができます。

## 電子処方箋で、患者や家族がもっと薬を受け取りやすく！

### POINT：電子処方箋であれば、患者・家族間での処方箋受け渡しが不要に！

処方箋原本を電子処方箋管理サービスからダウンロードして取得するため、患者・家族間で処方箋の受け渡しが不要となり、薬の受け取りの利便性が向上。

【参考】とまと薬局旭店（千葉県）

#### 事例① 70歳の患者の場合

- 紙処方箋だった時はFAXで薬局にあらかじめ処方情報を伝え、一度帰宅して、家族（看護者）に紙処方箋を渡して、家族が薬を受け取り
- 一包化あり

- 薬局で待つ時間が10分以上短くなりました。
- 車に荷物を置いて、処方箋・お薬手帳・財布をもって薬局に行きますが、処方箋を荷物の中に忘れて車に取りに戻る事がなくなりました。



患者さん・ご家族

電子処方箋なら薬局が直接処方箋原本を取得するので、

- 一包化の場合、取得次第すぐに分包に取り掛かれるので、お待ちいただく時間の短縮につながります。
- 変更点などをすぐに疑義照会をかけられるので、お待ちいただく時間の短縮につながります。



薬剤師

#### 事例② 60歳の患者の場合

- 紙処方箋だった時はFAXで薬局にあらかじめ処方情報を伝え、一度帰宅して、家族（看護者）に紙処方箋を渡して、家族が薬を受け取り



患者さん・ご家族

- 診療に時間がかかるので疲労がたまります。疲れて、うっかり家族に処方箋を渡し忘れることもありました。
- 本人（患者さん）の帰宅を待たず、診療が終わったとの連絡後、すぐに薬局に行けるので、とても楽です。本人に薬を渡せるまでの時間も、20分以上早くなりました。

電子処方箋なら薬局が直接処方箋原本を取得するので、

- 患者さんやご家族に処方箋の受け渡しや処方箋忘れのためにご自宅へ戻っていただくようなことがなくなるのも、患者さんやそのご家族にとっても、薬局側にとっても大きいです。



薬剤師

#### 薬局での周知の様子



呼び込み君に電子処方箋で調剤を受ける流れを録音し、メロディ付で放送中。患者さんに好評！



マイナ受付と電子処方箋をカードリーダ近くで合わせて利用を促進！



電子処方箋ガイドを作成し受付に貼ることで患者さんに説明しやすく！

## 02

電子処方箋を円滑に運用するための  
ポイントをご紹介します！

## 電子処方箋導入後の受付からデータ登録までの流れを説明します

- 処方箋の種類ごとに受付方法や署名方法は異なりますが、電子処方箋の場合は簡単にデータを取得し、取り込んで受付することができます。
- いずれのパターンであっても、重複投薬等チェックや処方・調剤情報閲覧の機能が利用でき、さらに、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録できる仕組みとなっています。

	処方箋の受付	疑義照会・服薬指導等	署名等	データ登録
① 電子 処方箋	<p>電子処方箋の原本データを取得・取込し、受付</p> <p>患者がマイナ受付を行った場合は<b>データを自動取得</b> それ以外は、QRコードの読み込みや引換番号と被保険者番号等によりデータを取得</p>	<p>患者へのヒアリングやお薬手帳に加え、患者がマイナ受付を行い、過去情報の提供に同意した場合には、過去の薬剤情報及び<b>電子処方箋由来の直近の処方・調剤情報</b>や<b>重複投薬等チェック結果</b>を参考に実施</p>	<p>調剤結果のデータに電子署名を行う</p>	<p><b>原本が紙・電子に関わらず、調剤結果を登録</b> (導入されているシステムによっては、従来どおり調剤情報の登録をする一連の流れの中で電子処方箋管理サービスにデータを登録可能)</p>
② 引換番号 付き 紙処方箋	<p>紙の処方箋を元に入力し、受付</p> <p>紙の処方箋に記載された引換番号と被保険者番号等により当該<b>処方箋の参考データを取得・取込可能</b></p>		<p>処方箋の紙に記名押印または署名を行う</p> <p>調剤結果のデータへの電子署名は不要</p>	
③ 紙処方箋	<p>紙の処方箋を元に入力し、受付</p>			

## 患者にマイナンバーカードによる受付（マイナ受付）を推奨してください！

- 患者がマイナ保険証で受付を行い、かつ、顔認証付きカードリーダーで「薬剤情報の提供」に同意した場合、薬剤師は患者が服用している薬剤の情報等を閲覧できます。
- また、患者が電子処方箋を利用する場合、マイナ受付により円滑に薬局に提出することができます。
- より良い服薬指導を行うため、患者にマイナ保険証による受付を推奨していただきますようお願いいたします。

患者がマイナ保険証による受付を行い、「薬剤情報の提供」に同意した場合、より効果的な服薬指導・疑義照会の実施や、作業負担の軽減が実現します！

マイナ受付で  
安全で便利に

マイナンバーカードによる受付で  
できること  
(+「薬剤情報の提供」  
への同意)

- ✓ 薬剤師等が患者の薬剤情報を参照すること  
(レセプト由来の情報だけでなく、電子処方箋管理サービス由来の直近の情報も閲覧可能)
- ✓ 薬剤師等が重複投薬等チェックで併用禁忌等を検知した薬剤の詳細を確認すること
- ✓ 患者が薬局に電子処方箋を引換番号等を意識することなく提出し、薬局も引換番号の入力操作等なしに原本データを取得すること

健康保険証による受付で  
できること

- ✓ 薬剤師等が重複投薬等チェックで併用禁忌等を検知すること  
(詳細な結果は不開示)

## 電子処方箋の円滑な運用開始に向けて

- 医療機関における着実な運用を図るため、電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、段階的に、まずは重複投薬等チェックや処方・調剤情報の閲覧等を実施しつつ、紙の処方箋のみを発行・受付し（運用①）、運用に慣れていただいた後に、電子処方箋／紙の処方箋の発行・受付も行う運用（運用②）へ移行する方法があります。

※運用①は引換番号付き紙処方箋で運用されるので、電子署名は不要。

※患者がマイナンバーカードの受付をしない場合でも運用①は実施可能。

- このような進め方や、チェックリストを活用し、十分に安全性・確実性を確認したうえで利用開始してください。

例

電子処方箋  
システムの導入

電子処方箋の運用開始日入力  
(電子処方箋対応施設として公表)

### 運用① 紙の処方箋のみを発行・受付をする

### 運用② 電子処方箋または紙の処方箋を発行・受付をする

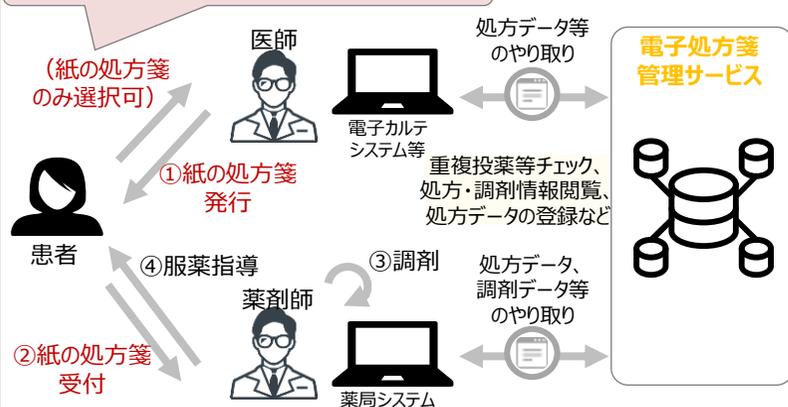
実施内容

- ・ 従来どおり、紙の処方箋のみ発行・受付する  
(患者に電子/紙の処方箋を選択させない・受付に対応しない)
- ・ 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用、引換番号を用いた処方データの取込・調剤結果データ登録を行う

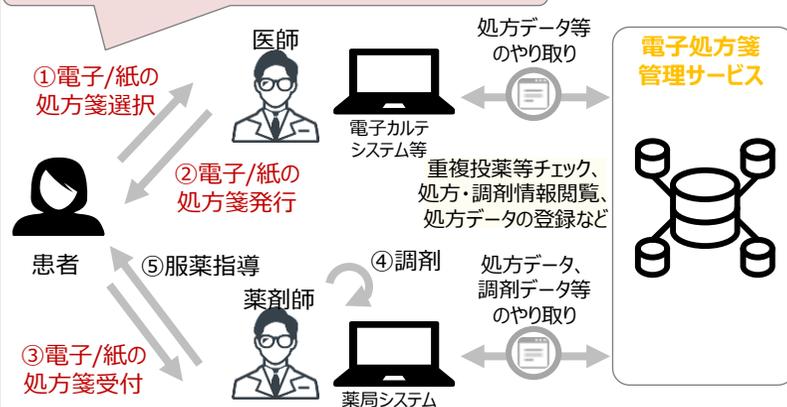
- ・ 医療機関では、患者の希望に応じ、電子/紙の処方箋を発行し、処方内容（控え）を渡す等の業務を行う
- ・ 薬局では患者が選択した処方箋の発行形態に応じて、電子/紙の処方箋を受け付け、調剤、調剤結果データ登録を行う
- ・ 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う

運用イメージ  
※違いは赤字

従来どおり、患者には紙の処方箋のみ発行



患者は電子/紙のどちらかを選択できるようになる



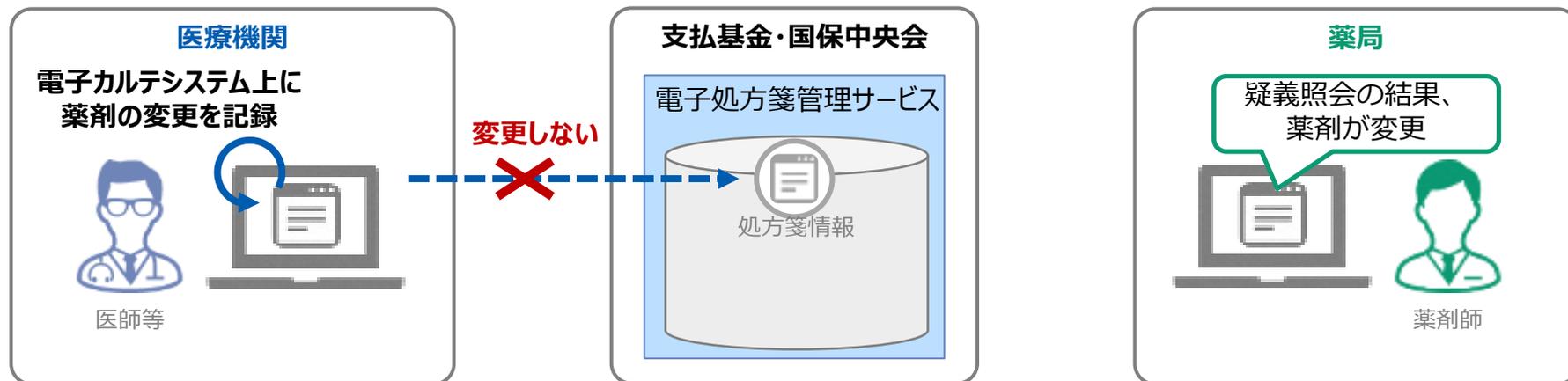
## 質問 電子処方箋を受け付けました。疑義照会は専用の機能から行うといった変化はありますか？

- 電子処方箋を受け付けた際の疑義照会は、紙処方箋と同じように行っていただくことができます。例えばレセプトコンピュータに専用の機能が追加されるといったことはありませんので、医療機関・薬局間でやりとりしやすい方法で行ってください。

## 質問 疑義照会の結果、薬剤の変更が生じた場合はどのように対応すればよいのでしょうか？

- 疑義照会の結果、薬剤情報の変更が生じた場合は、実際に調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録いただきます。
- 紙の処方箋と同じように、疑義照会を踏まえて医療機関側で発行済みの処方箋自体の書き換えは行わず、薬局で変更後の調剤結果を登録するだけの対応となります。

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。  
(なお、従来と同じように、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



## 03

電子署名ってなに？

## 患者が処方箋の発行形態として“電子処方箋”を選択した場合、“電子署名”が必要です

- 患者が電子処方箋対応の医療機関を受診した場合、処方箋を電子的に発行してもらうか、紙で発行してもらうかを選択できます。
- 患者が紙を選択した場合、医師・歯科医師及び当処方箋の受付を行う薬剤師は、従来どおり、処方箋に記名・押印または署名することで、薬剤師等本人が処方箋への記録を行ったことを証明します。
- 一方で、電子的な発行を選択した場合、薬剤師等が“電子署名”を行うことで、調剤を行った薬剤師本人が調剤結果データを作成したことを証明することができます。

### 医師等本人であることの証明

紙の処方箋

従来どおり、  
記名・押印等を行う



電子処方箋

“電子署名”を行う



### 電子署名の方法

電子署名を行うためには、電子的に本人であることを証明する“電子証明書”の情報を用います。

電子処方箋の仕組みにおいては、**薬剤師等本人であることを証明する電子証明書（HPKI認証局が発行）**を使います。

電子証明書を用いて電子署名することで、「**薬剤師等本人が記録していること**」「**改ざんされていないこと**」を容易に判別できるようになります。

電子署名は、  
安心・安全に電子文書を  
やり取りするために  
よく使われる技術です！

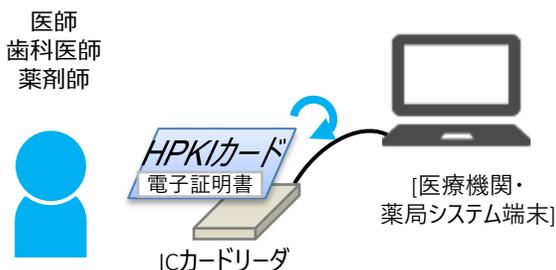


## 電子処方箋の仕組みにおいては、大きく2つの電子署名の方法を用意しています

- 電子処方箋の仕組みにおいては、大きく分けて以下の2種類の電子署名の方法を用意しています。
  - ① **ローカル署名**：HPKIカードに格納される電子証明書を用いて署名する方法
  - ② **リモート署名**：クラウドのシステム上で管理されている電子証明書を用いて署名する方法
- ローカル署名では、常にHPKIカードが手元にあることが必要となる一方、リモート署名では、原則として1日1回、(i) HPKIカード、(ii) マイナンバーカード、(iii) スマートフォンのいずれかで本人認証を行えば済むため、それぞれの施設にあった方式を選択してください。

### ①ローカル署名

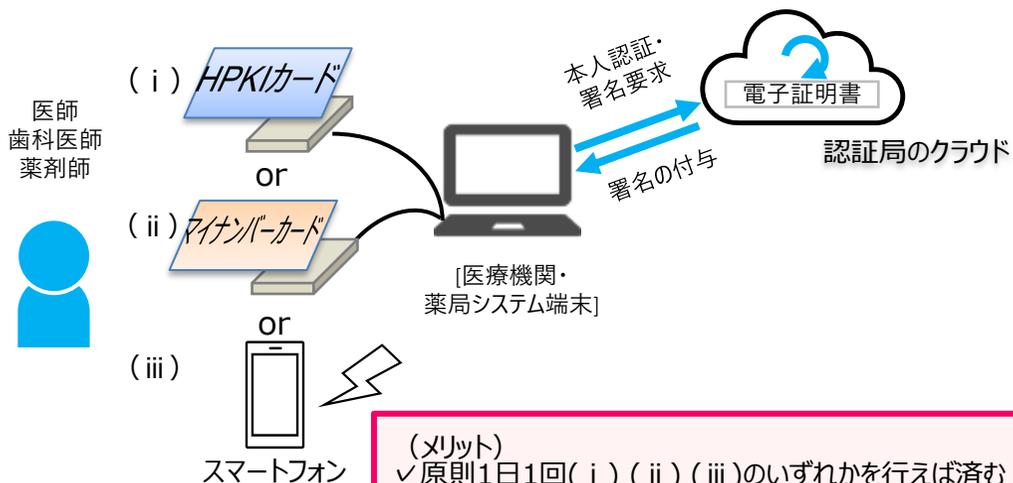
医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカードをICカードリーダーにかざして署名を行う



- (メリット)
  - ✓ 小規模な施設である場合、導入が比較的簡単
- (デメリット)
  - ✓ HPKIカードが手元にあることが必要

### ②リモート署名

医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカード・マイナンバーカードをICカードリーダーにかざすか、スマートフォンアプリを活用して本人認証して、クラウドで管理された証明書を読み出して署名を行う



- (メリット)
  - ✓ 原則1日1回(i)(ii)(iii)のいずれかを行えば済む
  - ✓ (i)(ii)(iii)どれかを忘れても、他の手段で対応できる
- (デメリット)
  - ✓ ネットワーク設定が必要な場合あり(システム構成による)

## 質問 マイナンバーカードがあればHPKIカードは電子処方箋の電子署名には不要でしょうか？

- 電子処方箋をローカル署名方式のみで導入されている場合は、引き続き、HPKIカードで電子署名を行う必要があります。
- マイナンバーカードを活用した電子署名を行うためには、以下の両方が必要です。
  - ① マイナンバーカードとクラウドのシステム上で管理されている電子証明書の紐付け申請
  - ② 使用しているレセプトコンピューターのシステム事業者がリモート署名方式のうちマイナンバーカードを活用した電子署名に対応したうえで、各施設において改修を行うこと

## 質問 日本薬剤師会に対する、マイナンバーカードの紐付け申請の開始時期はいつですか？

- 日本薬剤師会に対し、マイナポータルからマイナンバーカードとクラウドのシステム上で管理されている電子証明書の紐付けを行う申請は、現在、技術的な課題に対処するため、開始日を延期しています。
- 開始日が決まりましたら、改めてお知らせ致します。

## 04

# 電子処方箋の追加機能等について

## 医療機関・薬局の皆さまの更なる利便性向上を目的とし、機能を追加しています

- 電子処方箋は、令和5年1月に運用を開始していますが、その後も、医療機関・薬局の皆さまの更なる利便性向上を目的とし、機能を追加しています。
- 令和5年12月には、リフィル処方箋も電子処方箋管理サービスで取り扱えるようになり、また、マイナンバーカードを活用して電子処方箋に電子署名を付与すること※ができるようになりました。
- 令和6年4月からは、医療扶助対象者が電子処方箋を使えるようになり、訪問診療・オンライン診療等でもマイナンバーカードとの組み合わせで電子処方箋が使いやすくなります。

※詳細は03.電子署名ってなに?をご参照ください



### 令和5年12月の追加機能

- リフィル処方箋への対応 (P.26)
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 (P.27)
- マイナンバーカードを活用した電子署名 (P.22)
- 処方箋ID/調剤結果ID検索機能



リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカードを活用した電子署名に関しては、説明動画を作成しています。是非ご覧ください。



### 令和6年4月以降の追加機能

- 医療扶助対象者への電子処方箋対応 (P.28)
- 訪問診療・オンライン診療等における電子処方箋対応 (P.29)
  - \* 医療扶助対象者やオンライン診療等を受ける患者についても、マイナンバーカードでの受付と電子処方箋発行・受付を組み合わせられるようになります。
- (薬局のみ) 調剤済み処方箋の保存サービス (P.30)

## 追加機能①リフィル処方箋への対応

- リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方箋です。
- 1回の処方で複数回の調剤を受けるリフィル処方箋においても、原本がデータである電子処方箋として発行することで、患者が紙の処方箋を保管する必要がなくなり、紛失リスクが低減します。

リフィル処方箋を電子処方箋で発行することは患者にとってメリットがあります

患者が処方箋をなくすことがない

電子処方箋は処方箋の原本データが電子処方箋管理サービスに保存されるため、患者の、調剤1回毎の**処方箋持参や保管は不要**。

リフィル処方箋の有効期間内に患者が**処方箋を紛失する心配がなくなる**。

電子処方箋対応施設では、薬局から調剤結果がリアルタイム共有され、より安心・安全な医療につながる

電子処方箋に対応した薬局では、処方箋の発行形態に関わらず、リフィル処方箋に基づく**調剤結果を、調剤1回毎に電子処方箋管理サービスに登録**。

医療機関では各回の調剤後、患者の次回受診に先駆けて調剤結果や調剤時の薬剤師のコメントを取得・閲覧できるので、**処方後の患者の状態を把握しやすくなる**。

患者が次回調剤予定日を忘れても、自身でマイナポータルから簡単に確認できる

紙のリフィル処方箋は、薬剤師が紙の処方箋に次回調剤予定日を記入して患者に返却するが、リフィル処方箋を電子処方箋で発行すると、薬剤師は**次回調剤予定日を調剤結果と共に電子処方箋管理サービスに登録**。

患者は、スマートフォンやPCでマイナポータルから**いつでも次回調剤予定日を確認できる**。

電子処方箋でのリフィル処方箋は、医師等による発行も、患者の利用も簡単です



医師・  
歯科医師

通常の電子処方箋発行との違いは総調剤回数を入力程度でほとんど作業負担はありません



患者

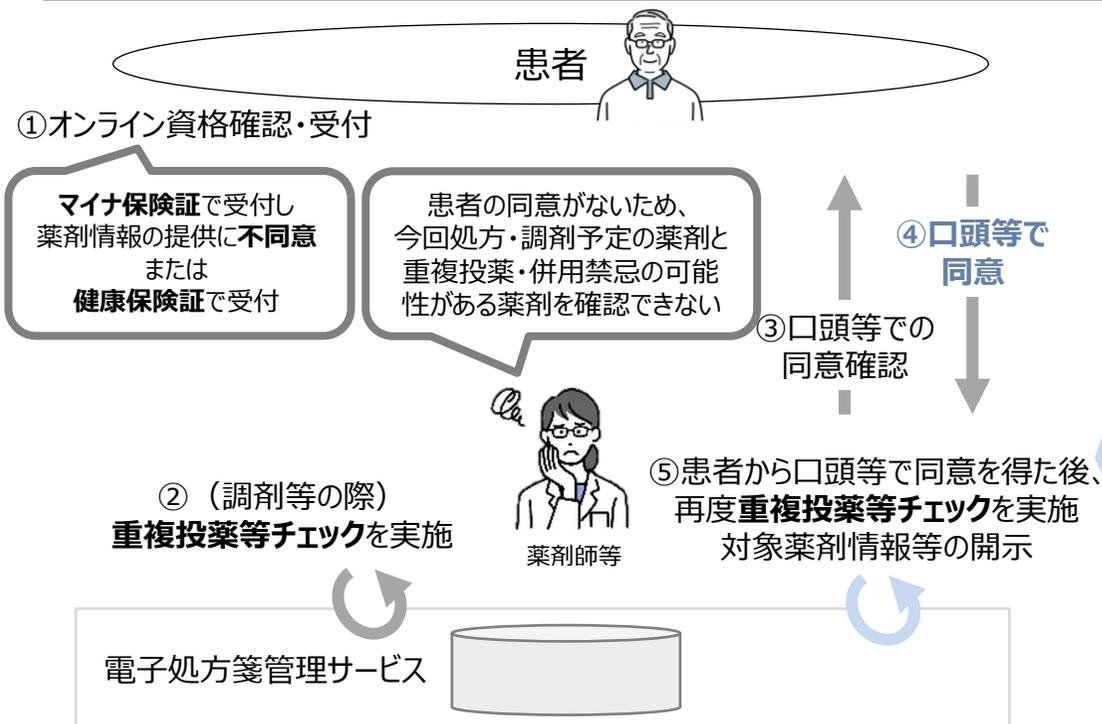
マイナ保険証による受付または被保険者番号等と引換番号を薬局に伝えれば調剤を受けることができます

電子処方箋でのリフィル処方箋においてもマイナンバーカードやマイナポータルを使うことで**引換番号が確認不要**になり、**次回調剤予定日も確認**できるので便利です。

## 追加機能②口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧

- 従来は、患者がマイナ保険証で受付しても「過去の薬剤情報の提供」に同意しなかった場合、または健康保険証で受付した場合は、重複投薬等チェックで重複投薬・併用禁忌が検知されても、薬剤師等は過去のどの薬剤の関係で重複投薬・併用禁忌となっているのかを確認することができませんでした。
- 患者の医療上の安全性を確保するため、重複投薬等が検知された際、患者から口頭で同意を得ることで、今回処方・調剤する薬剤と重複投薬・併用禁忌の可能性のある過去の薬剤に限り、確認できるようになりました。

### 口頭同意を取得する流れ



Image

チェック結果を確認の上で投薬する場合は、  
投薬理由コメントを入力してください。

チェック 結果	メッセージ 内容	処方薬剤	チェック対象薬剤				投薬日数・ 投薬回数	メッセージ	投薬理由コメント
			処方薬剤	施設名	処方年月日	調剤年月日			
電子処方箋 成功	成功	薬剤「30P」0.67g	3P-h250mg 7錠	療方薬局	2022/09/29	2022/09/29	7日分	前一般情報で成分が 重複しています	
電子処方箋 成功	成功	30P-5mg	30P-5mg 7錠	イヤウ薬局	2022/09/27	2022/09/27	7日分	前一般情報で成分が 重複しています	

重複投薬等チェック結果を確認済みです。

OK キャンセル

「過去の薬剤情報の提供」に未・不同意の場合でも、  
患者から口頭等で同意を得ることで、処方・調剤予定の薬剤と  
重複投薬・併用禁忌の可能性のある薬剤に限り確認できる。

※口頭等で同意を得られた際は、医療機関等のシステムにおいて、  
口頭同意を取得した旨の記録を残す必要があります

口頭同意ではあくまで重複投薬等が検知された場合のみの確認です。  
薬剤情報等を一覧で確認するためにはマイナンバーカードが必要です。

### 追加機能③医療扶助対象者への電子処方箋対応

- 生活保護受給者（医療扶助対象者）についてもオンライン資格確認に対応し、医療扶助の資格情報および医療券・調剤券情報をマイナ保険証による受付等で確認できるようになりました。
- これにより、生活保護受給者についても本人の同意があれば過去の診療情報や薬剤情報、健診等情報が閲覧できるほか、今後、電子処方箋を利用し、直近の処方・調剤情報の閲覧ができるようになります。

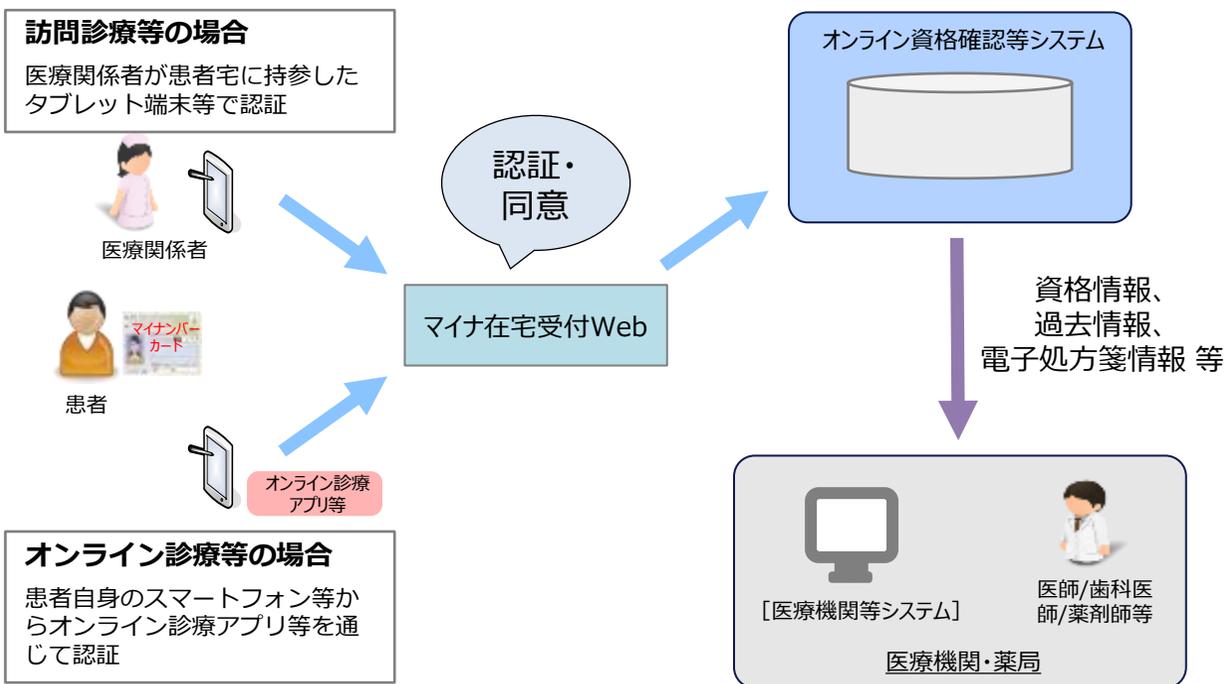
#### 医療扶助のオンライン資格確認への対応で可能になること

		マイナ保険証による受付で、 医療扶助の資格情報や医療券・ 調剤券情報を確認	「過去の薬剤情報の 提供」への同意と閲覧	過去の処方・調剤情報閲覧	電子処方箋の 発行・受付
医療保険の場合		<b>可能</b>	<b>可能</b>	電子処方箋を導入すれば、 直近の処方・調剤情報が <b>閲覧可能</b>	<b>可能</b>
医療扶助 の場合	これまで	不可	不可	不可	不可
	これから	<b>可能</b>	<b>可能</b>	令和6年4月以降、 電子処方箋を導入すれば、 直近の処方・調剤情報が <b>閲覧可能</b>	令和6年4月以降 <b>可能</b>

## 追加機能④訪問診療・オンライン診療等における電子処方箋対応

- 従来、訪問診療・オンライン診療等では、施設の顔認証付きカードリーダーが使用できないため、健康保険証での受付しかできませんでしたが、「マイナ在宅受付Web」というサービスの開始に伴い、施設のタブレット端末や患者のスマートフォンを使用しマイナ保険証による受付ができるようになります。
- このサービスでは過去の薬剤情報等閲覧への同意といった顔認証付きリーダーの機能が利用可能です。今後、医療機関における処方箋発行形態の選択や薬局への電子処方箋の提出も可能になります。

### マイナ在宅受付Webの利用イメージ



### マイナ在宅受付Webの利用で可能になること

患者の自宅等からのマイナ保険証による受付

#### 今後実装予定

「過去の薬剤情報の提供」に同意した際の重複投薬等チェックの結果開示

処方箋の発行形態の選択（医療機関）

調剤対象の電子処方箋の選択（薬局）

## 追加機能⑤調剤済み処方箋の保存サービス

- 薬局が電子処方箋により調剤を行った場合、調剤結果を作成して電子署名をしたうえで、電子処方箋管理サービスに登録します。その後、電子処方箋管理サービスから薬局にタイムスタンプを付与したデータを返し、当該データを薬局で保管することになっています。
- 本機能は、薬局が、電子処方箋だけでなく紙処方箋のものを含めた調剤結果のデータを5年間電子処方箋管理サービスに保存できる、希望制の有償のサービスです。

### 本機能のメリット

#### 電子処方箋だけでなく、紙の処方箋に対する調剤結果のデータも保存できる

- ※処方箋データが登録されていない紙の処方箋の調剤結果も保存できます
- ※既に調剤した処方箋も、調剤結果登録日から100日以内であれば保管可能です

保存した電子処方箋の調剤結果データは原本として扱うことができ、  
監査等の際に取り出すことも可能

#### サービス利用料は実費を加味し、2,500円/年で調整中

- ※サービス利用料は、年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除される予定です

災害時等においても、クラウド上で対策を実施しており、  
データの紛失のリスクが低い

### 利用申請方法

利用申請は医療機関等向け総合ポータルサイトから受け付ける予定です。

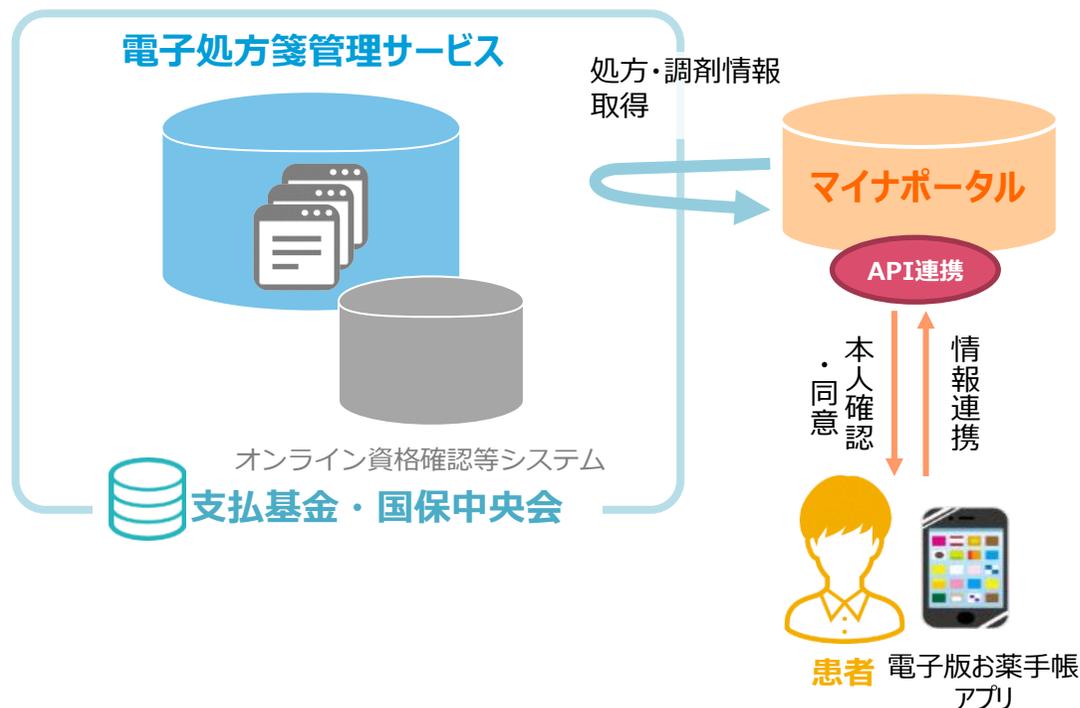


まずはご自身のシステム事業者に本機能を導入したい旨をお伝えください！

## 質問 マイナポータルAPI連携ってなんですか？

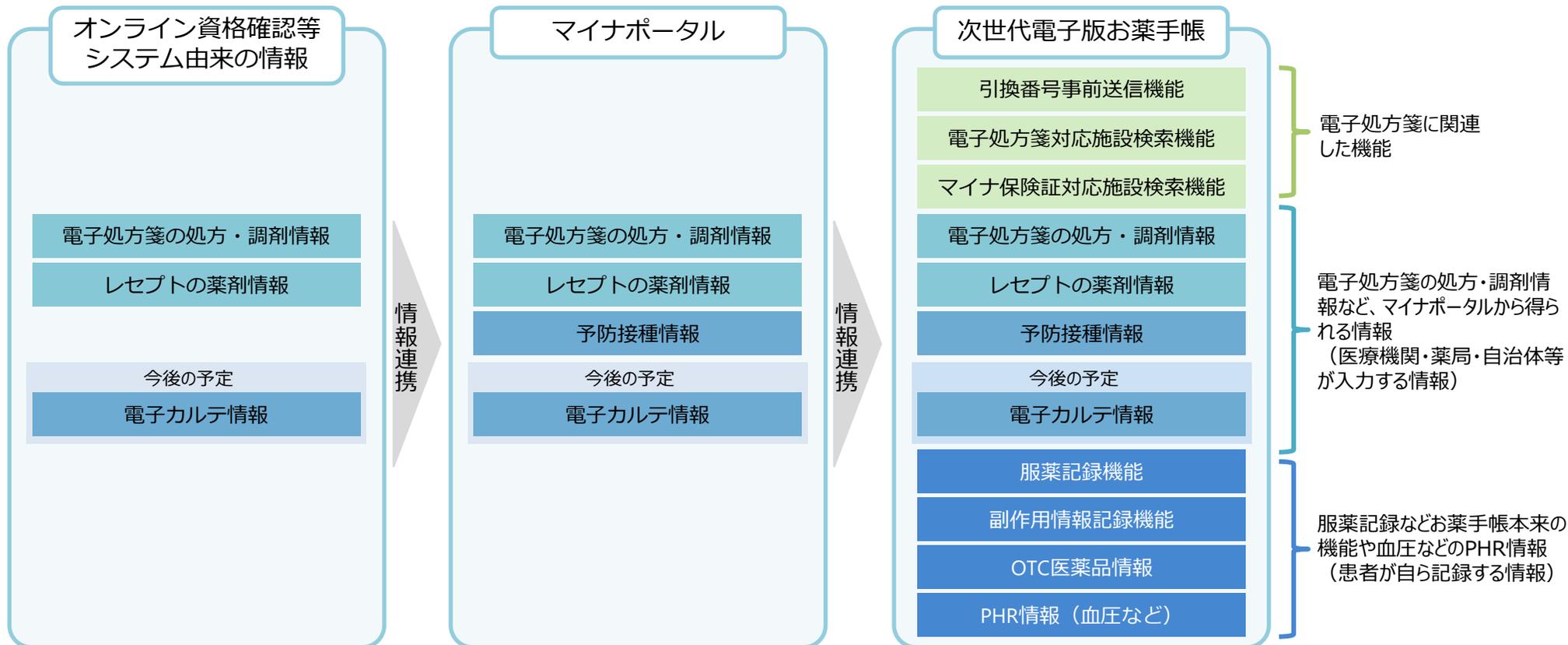
- 「マイナポータルAPI連携」とは、マイナポータルで提供される機能・情報を、行政機関だけでなく民間事業者等が活用できるようにした仕組みです。
- 電子処方箋の処方・調剤情報は、オンライン資格確認等システムに連携され、レセプトの薬剤情報等と合わせてマイナポータルで閲覧できるようになっています。
- 電子版お薬手帳アプリ事業者等が、API連携に係る開発・手続き等<sup>\*</sup>を行うことで、マイナポータルで閲覧できる情報がアプリ上で確認できるようになります。

(<sup>\*</sup>アプリ事業者によるデジタル庁への申請等が必要。)



## 質問 電子処方箋の活用が進む中で電子版お薬手帳には何が期待されていますか？

- マイナポータルからもレセプトの薬剤情報や電子処方箋の処方・調剤情報を閲覧できますが、電子版お薬手帳を利用することでOTC医薬品の情報等も含めた一元的な情報管理が可能となります。
- 電子処方箋関係だけでも、マイナポータルAPI連携だけでなく、引換番号の送信や、電子処方箋対応施設の検索機能などが登場してきています。その他健康情報の蓄積・管理ができる各種機能の活用等を通じて、より一層の健康増進に貢献するツールとして発展することが望まれます。



※上記は一例であり、記載されていないが実装されている機能、今後実装される予定の機能があります。

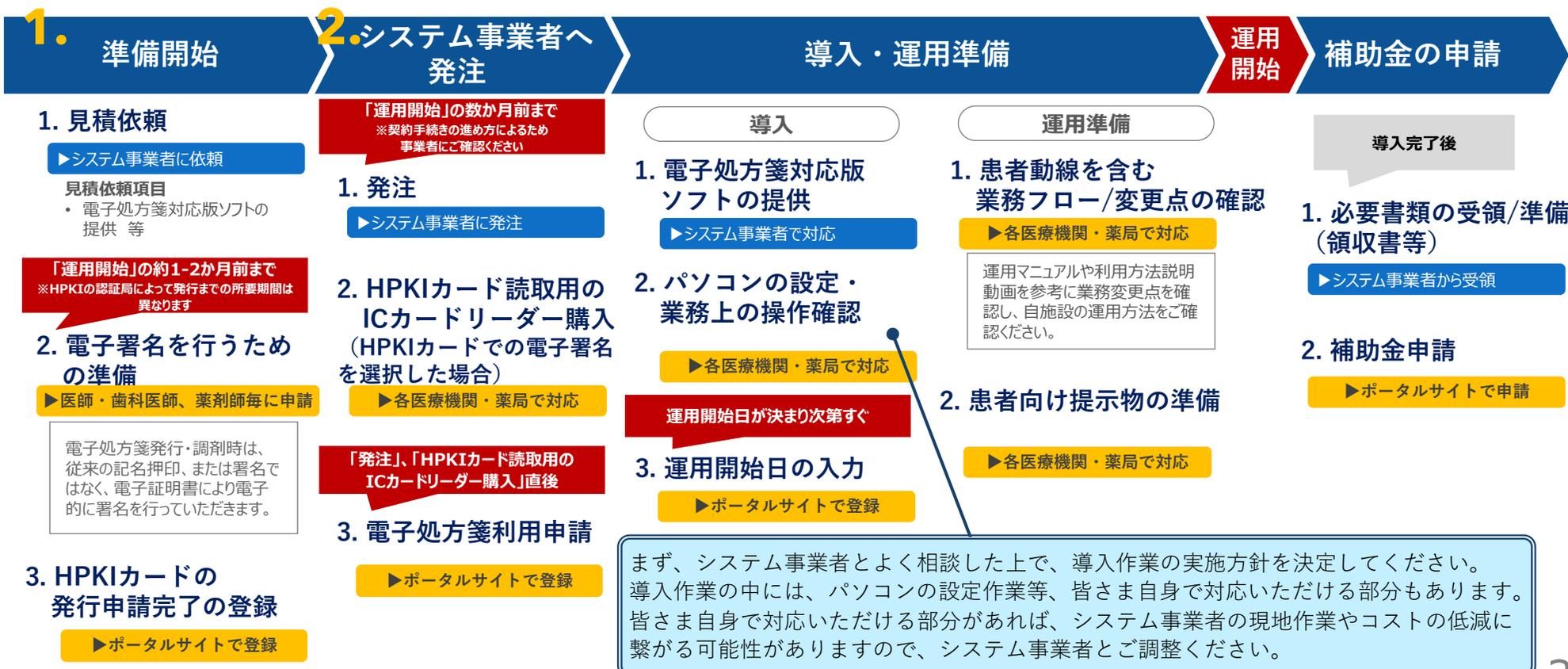
## 05

まずはシステム事業者へのご連絡をお願いします

## 導入する方向でシステム事業者との調整を開始してください！

- 電子処方箋を導入するには、電子署名の方式選択、システム事業者への見積依頼、発注、導入作業、運用準備、補助金の申請というようにいくつかのステップがあります。
- 業務に適した電子署名の方法や導入方法等は施設ごとに異なり、準備が必要なものも変わるため、まずは、システム事業者に電子処方箋の導入についてご相談ください。

※詳細は03.電子署名ってなに？をご参照ください



## システム事業者の皆さまの準備体制も改善されています

- 電子処方箋の運用開始当初は、「システム事業者が電子処方箋の導入に対応していない」といった声を多くいただいていたましたが、全体的に改善されつつあります。1月末時点で、厚生労働省の調査に「電子処方箋の導入に対応できる」と回答のあった事業者は以下のとおりです。
- ただし、システム事業者の作業要員には限りがあるため、お早めにシステム事業者へご連絡いただきますようお願いいたします。電子処方箋の導入に向けた準備作業の状況（例：電子署名の発行申請等）も合わせてお伝えいただくことで、システム事業者との調整がスムーズに進む場合があります。

### 電子処方箋の導入に対応するシステム事業者

アイテック阪急阪神株式会社	株式会社シグマソリューションズ	株式会社ラボテック
ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社 (旧 富士フイルムヘルスケアシステムズ)	株式会社ズー	株式会社ワイズマン
ウィーメックス株式会社 (旧 PHC)	株式会社ソフトウェア・サービス	亀田医療情報株式会社
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	株式会社ダイナミクス	三菱電機ITソリューションズ株式会社
ソフトマックス株式会社	株式会社ナイス	東亜システム株式会社
ハイブリッジ株式会社	株式会社ネグジット総研	東邦薬品株式会社
メディカルウイズ株式会社	株式会社ノーザ	日本アイ・ビー・エム株式会社
株式会社EMシステムズ	株式会社ビー・エム・エル	日本電気株式会社 (NEC)
株式会社イーアイクリエイト	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	富士通Japan株式会社
株式会社イーシーエス	株式会社モリタ	
株式会社シーエスアイ	株式会社ユヤマ	

医療機関等向け総合ポータルでも詳細情報、最新情報を公開しています。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010020](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020)



上記以外のシステム事業者でも対応できる可能性があります。

**まずは施設で利用されているレセプトコンピュータ等の事業者に電子処方箋を導入したい旨をお伝えください！**

# 準備作業を抜け漏れなく実施するため、セルフチェックリストをぜひご活用ください！

- 電子処方箋の準備作業中に最低限行うことや、見落としがちなポイント、今後の運用に向けて確認しておくことをとりまとめた「本番切り替え前セルフチェックリスト」を用意しています。
- 準備作業中や、作業完了後に各項目についてひとつずつ内容を確認し、全て対応していることを確認いただければ、円滑に電子処方箋の運用開始が行えます。
- 今後導入される方も作業イメージの把握や、システム事業者との打ち合わせにご利用ください。

## 本番切り替え前セルフチェックリスト

本番切り替え前セルフチェックリスト (稼働判定確認)																			
1	<p>※セルフチェックリストを稼働判定前に【本番情報】の記入をお願いします。 セルフチェックリストは、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。稼働判定「○」は医療機関・薬局単位で稼働判定を行うことを表します。</p> <p>【稼働判定】</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>稼働判定</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>医療機関・薬局の稼働判定情報</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>システム事業者との連携</td> <td>稼働判定</td> </tr> </table>	項目	内容	稼働判定	1	医療機関・薬局の稼働判定情報	稼働判定	2	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	3	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	4	システム事業者との連携	稼働判定			
項目	内容	稼働判定																	
1	医療機関・薬局の稼働判定情報	稼働判定																	
2	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
3	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
4	システム事業者との連携	稼働判定																	
2	<p>1. 準備作業完了後の確認</p> <p>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。 稼働判定は必ず「○」で表示されること、および、稼働判定完了後に「稼働判定完了」の表示が出ることを確認してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>稼働判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準備作業完了後の確認</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>システム事業者との連携</td> <td>稼働判定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	稼働判定	1	準備作業完了後の確認	稼働判定	2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定	3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	5	システム事業者との連携	稼働判定
項目	内容	稼働判定																	
1	準備作業完了後の確認	稼働判定																	
2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定																	
3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
5	システム事業者との連携	稼働判定																	
3	<p>2. 稼働判定完了後の確認</p> <p>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。 稼働判定は必ず「○」で表示されること、および、稼働判定完了後に「稼働判定完了」の表示が出ることを確認してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>稼働判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準備作業完了後の確認</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>システム事業者との連携</td> <td>稼働判定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	稼働判定	1	準備作業完了後の確認	稼働判定	2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定	3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	5	システム事業者との連携	稼働判定
項目	内容	稼働判定																	
1	準備作業完了後の確認	稼働判定																	
2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定																	
3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
5	システム事業者との連携	稼働判定																	
4	<p>3. 稼働判定完了後の確認</p> <p>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。 稼働判定は必ず「○」で表示されること、および、稼働判定完了後に「稼働判定完了」の表示が出ることを確認してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>稼働判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準備作業完了後の確認</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）</td> <td>稼働判定</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>システム事業者との連携</td> <td>稼働判定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	稼働判定	1	準備作業完了後の確認	稼働判定	2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定	3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定	5	システム事業者との連携	稼働判定
項目	内容	稼働判定																	
1	準備作業完了後の確認	稼働判定																	
2	電子処方箋の運用開始にあたり、医療機関・薬局単位で稼働判定を行います。	稼働判定																	
3	稼働判定情報（医療機関・薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
4	稼働判定情報（薬局単位で稼働判定を行うこと）	稼働判定																	
5	システム事業者との連携	稼働判定																	

チェックリストは医療機関等向け総合ポータルサイトから取得できます

KB0010020

### 電子処方箋の導入・運用方法

▲ 更新者: 管理者91 • 前 8日前 • 閲覧数: 154902 • ★★★★★

**目次**

- 電子処方箋の導入に向けた準備作業について
- 電子処方箋導入後の運用について
- 電子処方箋の補助金申請について
- 医療機関・薬局向けのリーフレット
- よくあるお問い合わせ (FAQ)

**電子処方箋の導入に向けた準備作業について**

- 電子処方箋に対応しているシステム事業者について知りたい方はこちら
  - ・電子処方箋導入対応事業者一覧
- 準備作業について知りたい方はこちら
  - ・【令和5年12月版】電子処方箋追加機能の導入に向けた準備作業の手引き\_1.0版
  - ・電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き\_1.4版
  - ・運用開始前確認用資料

- ・本番切り替え前セルフチェックリスト(稼働判定確認・医療機関・薬局向け)\_2.1版
- ・本番切り替え前セルフチェックリスト(稼働判定確認・医療機関・薬局向け)\_2.1版\_マクロなし
- ・電子処方箋\_運用開始にあたり認識取りされがちなポイントと対処例

掲載ページへはこちらから↓

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=k\\_b\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010020](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=k_b_article_view&sysparm_article=KB0010020)



## 国からの補助金とは別に、都道府県が助成を行う場合があります

- 令和6年度は、電子処方箋の導入費用についての補助を拡充し、国から補助するだけでなく、都道府県が第四期医療費適正化計画等を踏まえ導入費用に対して助成を行う場合もありますので、医療機関・薬局の所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。
- 国と都道府県からの補助・助成を受けた場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は、最大で病院が1/2、診療所・薬局が3/4、大手チェーン薬局が1/2となります。
- システム事業者によっては追加機能部分に未対応の場合もありますが、その場合、基本機能部分単独の導入もご検討をお願いします。既に基本機能部分を導入している施設が、追加機能部分を導入した場合は追加機能部分の補助が受けられます。

予算案審議中  
(令和6年3月5日現在)

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
基本機能＋追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
都道府県助成 (医療提供体制推進事業費補助金)	都道府県が環境整備のため医療機関等へ導入費用を助成（国が一部補助） ※都道府県によって助成を行わない場合がありますので、医療機関・薬局の皆さまの所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。				

助成金と他の補助金を合わせて受け取ることが可能なため、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で  
**病院：1/2、診療所・薬局（大手除く）：3/4、大手チェーン薬局：1/2** となります！

## 電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供する施設に診療報酬点数の加算を行う予定です

- 中医協での議論を経て、電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制を確保している場合を評価する「医療DX推進体制整備加算」等を令和6年度診療報酬改定で新設されます。

### 医療DX推進体制整備加算の新設

オンライン資格確認の導入による診療情報・薬剤情報の取得・活用の推進に加え、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、利用実績に応じた評価、**電子処方箋の更なる普及**や電子カルテ情報共有サービスの整備を進めることとされていることを踏まえ、医療DXを推進する体制について、新たな評価を行う。

### 在宅医療における医療DXの推進

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム、**電子処方箋**及び電子カルテ情報共有サービスにより、在宅医療における診療計画の作成において取得された患者の診療情報や薬剤情報を活用することで質の高い医療を提供した場合について、新たな評価を行う。

**周囲の医療機関等の導入を待つのではなく、積極的に導入をお願いします。**

- ✓ 早期の導入により、システム事業者との調整がスムーズに進みます。
- ✓ (薬局の場合) 早期に導入することで、周囲の医療機関が発行する電子処方箋の受付に対応でき、処方箋受付枚数の増加につながる可能性があります

※電子処方箋を発行・受付できる体制構築は令和7年3月31日までの間に限り、経過措置の対象となります。

## (参考)

# 厚生労働大臣から各公的病院団体に対し、マイナ保険証利用率向上等について要請がありました

- 令和5年11月に開催された『第5回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム』において、武見厚生労働大臣から各公的病院団体に対し、マイナ保険証利用率向上・電子処方箋導入を要請しています。
- また、国立大学病院、自治体病院、警察病院などについても、併せて各省庁から導入要請を行いました。



### 要請内容

- ✓ マイナ保険証を新しい医療のデジタル世界に入っていくためのパスポートとしてご理解いただき、普及することにぜひご協力いただきたい
- ✓ マイナ保険証をまずは使っていただくということ、**公的病院から電子処方箋を普及させていくことにご協力を願いたい。**デジタル化を進めるうえで、公的病院としての使命を果たしていただきたい

### 当日参加した公的病院団体

- 独立行政法人国立病院機構（NHO）
- 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）
- 高度専門医療研究センター各病院（NC）
- 独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）
- 日本赤十字社
- 社会福祉法人恩賜財団済生会

※令和5年11月17日（金）「第5回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム」

# (参考)

## 病院等を中心とした更なる面的拡大について

○ 電子処方箋の全国的な普及拡大に向けて、モデル地域や稼働中の病院に加えて、周辺地域への波及効果が高い病院等を中心として面的拡大に取り組む。

